

食の安全・安心を推進するための条例の制定について

名 称	(仮称)札幌市食の安全・安心推進条例
策定時期(予定)	平成 24 年 10 月公布 平成 25 年 1 月 1 日施行
条例制定に係る背景と必要性	<p>食の安全と信頼の確保を図るには、行政の監視指導主体の手法に加え、市民も食の安全確保に協力する立場として、その目と力を活かす施策を強化・充実することが大変重要である。</p> <p>今後、このような考え方を市民・事業者と共有するとともに、ルール化して定着させながら施策を推進するためには、条例を制定する必要がある。</p>
条例の基本的考え方等	<p>「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の実現に向け、その基本理念を定め、市民の役割、事業者及び行政の責務を明確化する。また、食品による健康被害防止を強化するとともに、施策の推進方策と推進体制を明らかにする。</p> <p>【主なポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「規制と協働・連携」の両輪による施策展開の基本方針の明示 ・消費者利益の拡大やまちづくりへの寄与へ明確な意思表示 ・さっぽろ食の安全・安心推進ビジョンの位置づけと審議会等の設置 ・自主回収報告制度の創設
検討の進め方	<p>平成 24 年度中旬の条例案提案を目指し、「さっぽろ食の安全・安心推進委員会」の中に専門部会を設置・開催するとともに、パブリックコメントを実施するなど、多くの市民の意見を求める機会を設けることとし、それらの意見を考慮しながら基本構成案の具体化を検討する。</p> <p>また、課長・係長職レベルによる庁内検討会議を立ち上げ、条例への規定を予定する各項目について検討・調整を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「さっぽろ食の安全・安心推進委員会」条例検討専門部会 <ol style="list-style-type: none"> (1) 開催回数：4～5回(予定) (2) 委員構成：学識経験者(大学教授等)、衛生団体(連合体、地域)、事業者団体、消費者団体、事業者、公募市民 以上 6～8名以内で構成。 2 市民意見の募集等 パブリックコメント等の実施 3 庁内検討会議 条例に関係する庁内関係部署相互の調整を図る会議を設置し、必要に応じて開催する。
他都市等の状況	<p>全国 28 都道府県が制定</p> <p>北海道：北海道食の安全・安心条例 (H17.3.31 公布、H17.4.1 施行)</p> <p>政令市については、次の 2 市が制定</p> <p>名古屋：名古屋市食の安全・安心条例 (H19.12.26 公布、H20.4.1 施行 一部 H20.10.1 施行)</p> <p>京 都：京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例 (H22.3.26 公布、H22.4.1 施行 一部 H22.10.1 施行)</p>